

掛川市告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり入館料及び使用料の徴収事務を委託した。

平成25年6月26日

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地
名 称 公益財団法人掛川市生涯学習振興公社
所在地 掛川市大坂7373番地
- 2 委託した入館料及び使用料
掛川市茶室の入館料及び使用料
- 3 委託期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで